

住宅リフォームを支援します！

鮭川村では、今年度も引き続き「鮭川村住宅リフォーム総合支援事業」を実施します。村民の皆様の住宅リフォーム等を支援する制度となっておりますのでぜひご活用ください。

受付締切：令和8年10月30日（金）まで ※土日・祝日は除きます。

予算の範囲内で先着順の交付となりますので、お早目にご相談ください。

《補助の要件》

- 補助対象工事（やまぼっかりノベ（旧：寒さ対策断熱化）、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用、農業集落排水、空き家改修）を含む工事で、工事内容ごとに定められている点数の合計が基準点以上である場合、補助金を交付します。詳しくは村のホームページをご確認いただくか、農村整備課へお問い合わせください。
- 鮭川村に住んでいる方、住む予定の方
- 県内に本社（本店）のある業者と工事契約を結ぶ方
- 村税及び村使用料等に滞納がない方（世帯員全員）
- 令和9年2月10日（水）まで完了報告書を提出できる方



【注意】

- ◆工事は交付決定後から着工可能です。

工事に着手してからの申請は対象となりませんのでご注意ください。

- ◆補助金は、完了報告書提出後（工事費用支払い後）に交付されます。

- ◆安全管理が徹底されていない工事（足場のない屋根工事、ヘルメット非着用の高所作業等）と判断された場合には、補助金交付対象外となる場合があります。また、提出書類に不備がある場合（写真の撮り忘れ、領収書の紛失等）にも、交付対象外となる場合がありますのでご注意ください。

（表）

《補助金額等》

- ①子育て・移住・新婚世帯が行う工事（やまぽっかりノベ、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用）
- ・村内業者と契約を締結した場合は、工事費の1/3（上限30万円）の補助金を交付します。
 - ・村外業者と契約を締結した場合は、工事費の1/4（上限15万円）の補助金を交付します。

子育て世帯（平成20年4月2日以降出生した世帯員がいる世帯）
移住世帯（令和3年4月1日以降に県外から村内に移住（転入）した世帯員を含む世帯、または令和7年4月1日以降に世帯員全員が村外から村内に移住（転入）した世帯）
新婚世帯（婚姻した日から5年以内である世帯）

- ②①に該当しない世帯が行う工事（やまぽっかりノベ、バリアフリー化、克雪化、県産木材使用）
- ・村内業者と契約を締結した場合は、工事費の1/5（上限24万円）の補助金を交付します。
 - ・村外業者と契約を締結した場合は、工事費の1/10（上限12万円）の補助金を交付します。

③農業集落排水工事

農業集落排水エリア内において、汲み取り、単独浄化槽又は合併浄化槽設備から農業集落排水施設に接続する工事を新規に行う場合は、20万円を上限とした額を補助します。

④空き家改修工事

移住世帯に該当する方で、かつ鮭川村空き家・空き地バンク制度（鮭川村のHPからご覧になれます。）に登録された空き家の改修工事を行う場合は、工事費の2/3（上限140万円）の補助金を交付します。

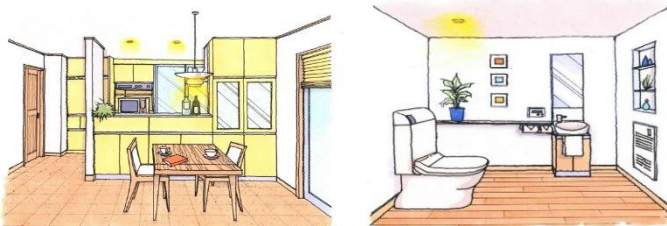
⑤上乗せ補助金

実施する工事内容により、次のいずれかの補助金が、上記①～④の補助金額に加算されます。

- A、やまぽっかりノベの全体改修工事 → 20万円
- B、やまぽっかりノベの部分改修工事 → 10万円
- C、その他要件工事 → ①～④の補助金額の1/5（上限5万円）

◆木造住宅の耐震診断および耐震改修等に関する支援事業については、別途お知らせいたします。

◆ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。



【問合せ先】

担当：鮭川村農村整備課管理係
電話：55-2111（内線274）